

## 田舎館村農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和2年9月14日(月)午前8時59分から9時43分
2. 開催場所 田舎館村役場3階「第1・2委員会室」
3. 出席委員

### 農業委員(10名)

会長	10番	福士	真規
会長職務代理者	1番	葛原	慶仁
委員	2番	山本	久行
	3番	福原	義明
	4番	工藤	浩司
	5番	鈴木	穰
	6番	中山	静子
	7番	白戸	陽平
	8番	田澤	隆
	9番	菊地	卓朗

### 農地利用最適化推進委員(6名)

担当区域1	工藤	秀範
担当区域2	岩間	孝治
担当区域3	一戸	健策
担当区域4	白戸	卓郎
担当区域5	小山	清孝
担当区域6	鈴木	哲也

4. 欠席委員(0名)

## 5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記指名

第3 議案第26号 農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可について

議案第27号 田舎館村農業委員会非農地等証明書交付に関する事務処理要領に基づく非農地等証明に係る意見について

報告第9号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

## 6. 農業委員会事務局職員

事務局長 竹内 哲也

事務局次長 佐藤 勝彦

## 7. 会議の概要

事務局 ただいまより9月の定例総会を開催いたします。  
まず、はじめに田舎館村農業委員会憲章の唱和を行います。

会長 一つ、農業委員会は（憲章唱和 以下略）

事務局 会長よりあいさつがあります。

会長 （会長あいさつ 以下略）

それでは、会議をはじめたいと思います。本日の出席委員数は、農業委員10名、推進委員6名です。田舎館村農業委員会規則第6条により会議が成立します。

議事録署名者の指名を行います。1番の葛原慶仁委員と2番の山本久行委員を指名します。

書記には、事務局の竹内、佐藤の両名を任命します。

それでは、議案に入ります。

議案第26号、農地法第3条第1項の規定に基づく農業委員会の許可についてを議題といたします。

農地法施行令第1条の規定により、別紙のとおり許可申請書の提出があったので、審議を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第26号について、説明いたします。

今月の農地法第3条の許可件数は、所有権移転が1件です。

【議案第26号、所有権移転の整理番号14について説明】

3ページの所有権移転の整理番号14については、八反田地区の田舎館村社会福祉協議会から南南西約115mに位置する農地であります。

隣接地を耕作する譲受人が耕作面積の拡大のため、取得するものであります。

以上、これらの案件は、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。

以上で、議案の説明を終わります。

会長 議案の審議に入ります。

議案第26号に対して、意見、質問等ありませんか。

委員 (ありませんの声)

会長 無いようですので、議案第26号は議案のとおり決定することとします。

次に、議案第27号、田舎館村農業委員会非農地等証明書交付に関する事務処理要領に基づく非農地等証明に係る意見についてを議題といたします。

田舎館村農業委員会非農地等証明書交付に関する事務処理要領の規定により、別紙のとおり非農地等証明願の提出があったので、意見を求めるものであります。

事務局より説明願います。

事務局 議案第27号について、説明いたします。

この案件については、申請者からの提出により、登記簿上の地目が農地であるが、現況が農地以外であると認められる土地について、非農地等証明書の交付を行うものであります。

今月の非農地等証明願の提出は、2件であります。

5ページをお開きください。

整理番号1については、新町地区の九成寺から南南東約150mに位置する土地であります。

申請者は、黒石市境松二丁目27の鈴木エリさんです。

土地は、田舎館村大字堂野前字前川原172-1、地目が畑で、面積592㎡です。

目的は、地目変更であります。

次に、整理番号2については、高田地区の中心部に位置する土地であります。

申請者は、東光寺字稲田23-1の中山晴治さんです。

土地は、田舎館村大字東光寺字稲田23-6、地目が畑で、面積967㎡です。

目的は、同じく地目変更であります。

以上です。

会長 議案の審議に入る前に、現地調査の結果報告について、整理番号1を1番の葛原慶仁委員からお願いします。

調査委員（1番 葛原慶仁委員）

6ページの整理番号1の調査結果を報告します。

8月27日（木）に山本委員、福原委員、事務局と現地調査に行ってきました。

申請人の氏名は、鈴木エリさん、住所・・・（中略）・・・、調査結果としましては、森林の様相を呈しておらず、・・・（中略）・・・、非農地として認定することは妥当でないと判断しました。

以上です。

会長 次に、整理番号2について、4番の工藤浩司委員から現地調査の結果報告をお願いします。

調査委員（４番 工藤浩司委員）

７ページの整理番号２の調査結果を報告します。

９月３日（木）に鈴木委員、中山委員、事務局と現地調査に行ってきました。

申請人の氏名は、中山晴治さん、住所・・・（中略）・・・、調査結果としましては、肥培管理を廃止し、・・・（中略）・・・、また、周辺の農地や住宅へ及ぼす影響も無いと思われます。

以上です。

会 長 次に、田舎館村農業委員会非農地等証明書交付に関する事務処理要領の検討事項について、事務局より補足説明願います。

事務局 ６ページの整理番号１については、肥培管理を廃止し、約２０年が経過しているが、雑草除去により管理されており、農業用機械で整備することにより、農地に復元することが可能であることから、非農地として認定することは妥当でないと判断します。

また、周辺には、りんご畑があり、農薬散布等の作業へ影響を及ぼす可能性もあるため、農地としての利用を促し、申請者からの希望があれば、周辺農家や地区へ相談する等、農業委員会としても働きかけていきたいと思ひます。

次に、７ページの整理番号２については、樹木の植樹や砂利敷き等が行われ、２０年が経過しているため、農地への復元が困難であると判断します。

また、高田地区の中心部にあり、住宅に囲まれていることから、農地として復元しても、継続して利用することができないと見込まれるため、非農地として認定することが妥当であると判断します。

以上で説明を終わります。

会 長 議案の審議に入ります。

議案第２７号に対して、意見、質問等ありませんか。

委 員（９番 菊地卓朗委員）

農業委員会としては、非農地であるかを証明することになると思う。

証明後は、地目変更のため法務局に申請となるため、農業委員会の役割として責任ある判断が必要になると思う。

会 長 暫時、休憩します。（９：３０）

会 長 休憩を解き、会議を再開します。(9:35)  
議案第27号について、他にありませんか。  
無いようですので、整理番号1を「農地」、整理番号2を「非農地」と  
決定してよろしいですか。

委 員 (はい、異議なしの声)

会 長 無いようですので、議案第27号は調査委員及び事務局の報告のと  
おり、整理番号1については「農地」、整理番号2については「非農地」  
と判断することに決定いたします。

次に、報告第9号、農地法第18条第6項の規定による通知書の受理  
について、農地法施行規則第68条第1項の規定により、別紙のとおり  
合意による解約等に係る通知書を受理したので報告するものであります。  
事務局より説明願います。

事務局 報告第9号について報告いたします。

【報告第9号、合意解約について説明】

会 長 報告ですが、質問等ありませんか。

委 員 (ありませんの声)

会 長 無いようですので、報告第9号を終わります。  
以上で、今日の総会の議案は、全て終了しました。  
ありがとうございました。

前記のとおり会議の次第を記録し、相違ないことを認証し署名押印する。

令和2年9月14日

田舎館村農業委員会

会長

福士真規 

議事録署名者

委員

高原慶仁 

委員

山本久行 